



高労発基 0522 第1号
令和7年5月 22 日

建設業労働災害防止協会高知県支部
支 部 長 國 藤 浩 史 殿

高 知 労 働 局 長



死亡災害防止のための取組について（要請）

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、高知県における令和6年の新型コロナウイルス感染症り患者を除く休業4日以上の死傷者数は、全産業で890人（前年比36人減少）、建設業では121人（前年比33人減少）となり、死亡者数は全産業で1人（前年比7人減少）、建設業では0人（前年比1人減少）となっています。

また、令和7年4月末現在（速報値）においても同じく休業4日以上の死傷者数は、全産業で179人（前年比73人減少）、建設業で26人（前年比14人減少）と減少傾向となっております。

しかしながら、本年1月から5月にかけて、4件の死亡災害が立て続けに発生（別添資料参照）し、そのうち3件が建設業における災害（墜落・転落：2件、交通事故：1件）となっており、管内貴業界の安全管理水準及び安全意識の低下が危惧される状況となっております。

このような死亡災害が続発している状況に鑑み、高知労働局では、令和7年度全国安全週間（準備期間：6月1日～6月30日、本週間：7月1日～7月7日）までの期間をとらえ、改正労働安全衛生規則を踏まえた熱中症対策を含めた安全衛生対策について、監督指導、個別指導及び集団指導等あらゆる機会を通じた周知・啓発の実施等を内容とする集中的な取組を実施することといたしました。

労働災害は本来あってはならないものであり、少なくとも死亡災害をこれ以上発生させないためには、各事業場において、経営トップの強い決意のもと、安全衛生活動の点検を行い、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動に取り組んでいくことが何よりも重要となります。

ついては、貴団体におかれましては、本取組の趣旨を良く御理解の上、下記の取組を強化していただくとともに、傘下の会員事業場に対する周知についても特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 安全衛生管理体制の確認（経営トップを含めた安全衛生スタッフによる作業場のパトロール、作業主任者等の職務の励行等）
- 2 職場の安全衛生対策にかかる総点検を実施（安全作業マニュアルの策定及び順守状況の確認、職場環境の要改善点の洗い出しの実施等）
- 3 作業方法の順守の徹底など、安全衛生教育の実施
- 4 労働安全衛生関係法令に基づく措置の確認（機械等による危険防止措置、墜落・転落防止措置、誘導者等の合図の励行、立入禁止措置、安全装置の有効保持及び改正労働安全衛生規則を踏まえた熱中症対策等）
- 5 リスクアセスメントの実施（墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント等）

令和 7 年 死 亡 災 害 発 生 状 況

(令和 7 年 5 月 14 日現在)



高知労働局

業種別発生状況（死亡者数累計及び前年同期比較）

	製造業	建設業	運輸業	林 業	水産業	第 3 次 産業	その他	合 計
令和 7 年	0	3	0	0	0	1	0	4
令和 6 年	0	0	0	0	0	1	0	1
増 減	± 0	+ 3	± 0	± 0	± 0	± 0	± 0	+ 3

「その他」には、農業、畜産業を計上

番号	署別	発生日 時刻	業 種	年齢 性別	事故の型 起因物	災 害 の あ ら ま し
1	高知	7.1.9 09:30	建設業 (土木工事業)	46 歳 男	交通事故 その他の乗物	除雪用ブレードを装着したホイール式トラクタ・ショベルを運転し除雪走行中、車両が急停止した衝撃でステアリングノブに胸を強打した。
2	高知	7.3.19 12:30	第 3 次産業 (その他)	52 歳 男	交通事故 乗用車	軽乗用車を運転中、センターラインをはみ出して反対車線側の街路樹に激突した。
3	高知	7.4. 8 14:00	建設業 (その他の建設業)	79 歳 男	墜落・転落 階段	営業先において、建物内部の階段の踊り場で意識が無い状態で発見（転落した痕跡があり、頭部より出血有）、病院にて加療中であったが 4 月 20 日に死亡。
4	高知	7.5.14 10:40	建設業 (土木工事業)	62 歳 男	墜落・転落 掘削用機械	ドラグショベルで林道の路面を掘削中、足もとの斜面が突然崩落し、機械とともに約 5 メートル転落した。

注：調査中のもの等を含む。

死亡災害が増加中！

STOP！死亡災害

令和7年度は、第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）の3年度目です。労働災害による死亡者数は、令和5年に8人、令和6年に1人と減少しています。

しかしながら、今年は、1月以降に死亡災害が断続的に発生しており、5月14日現在において4人となっています。

これから暑さの厳しい時期を迎えますが、熱中症等の重篤化が懸念される労働災害が多発する時期でもあります。

労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて、以下の取組をお願いします。

取組みを強化していただきたい項目

- 1 安全衛生管理体制の確認（経営トップを含めた安全衛生スタッフによる作業場のパトロール、作業主任者等の職務の励行等）
- 2 職場の安全衛生対策にかかる総点検の実施（安全作業マニュアルの策定及び順守状況の確認、職場環境の要改善点の洗い出しの実施等）
- 3 作業方法の順守の徹底など、安全衛生教育の実施
- 4 労働安全衛生関係法令に基づく措置の確認（機械等による危険防止措置、墜落・転落防止措置、誘導者等の合図の励行、立入禁止措置、安全装置の有効保持及び改正労働安全衛生規則を踏まえた熱中症対策等）
- 5 リスクアセスメントの実施（墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント等）

実施事項のチェックシート

取り組み状況をチェックしてみましょう

	チェック項目	☒
1	経営トップ等による安全衛生方針の決意表明 パトロールの実施、安全衛生管理体制等の確認	☐
2	安全作業マニュアルの策定、順守状況の確認 安全衛生教育の実施状況の確認	☐
3	熱中症対策（体制整備、手順作成、関係者への周知）	☐
4	K Y（危険予知）活動の実施、ヒヤリ・ハット情報の収集と活用	☐
5	車両系建設機械や荷役運搬機械等の定期的な検査 特定自主検査等の実施、作業開始前の点検の実施	☐
6	安全保護具、労働衛生保護具の点検・整備	☐
7	転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底	☐
8	リスクアセスメントの実施(墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント等)	☐
9	交通労働災害防止対策の推進	☐
10	健康的な生活習慣(睡眠や飲酒等)に関する健康指導の実施	☐

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

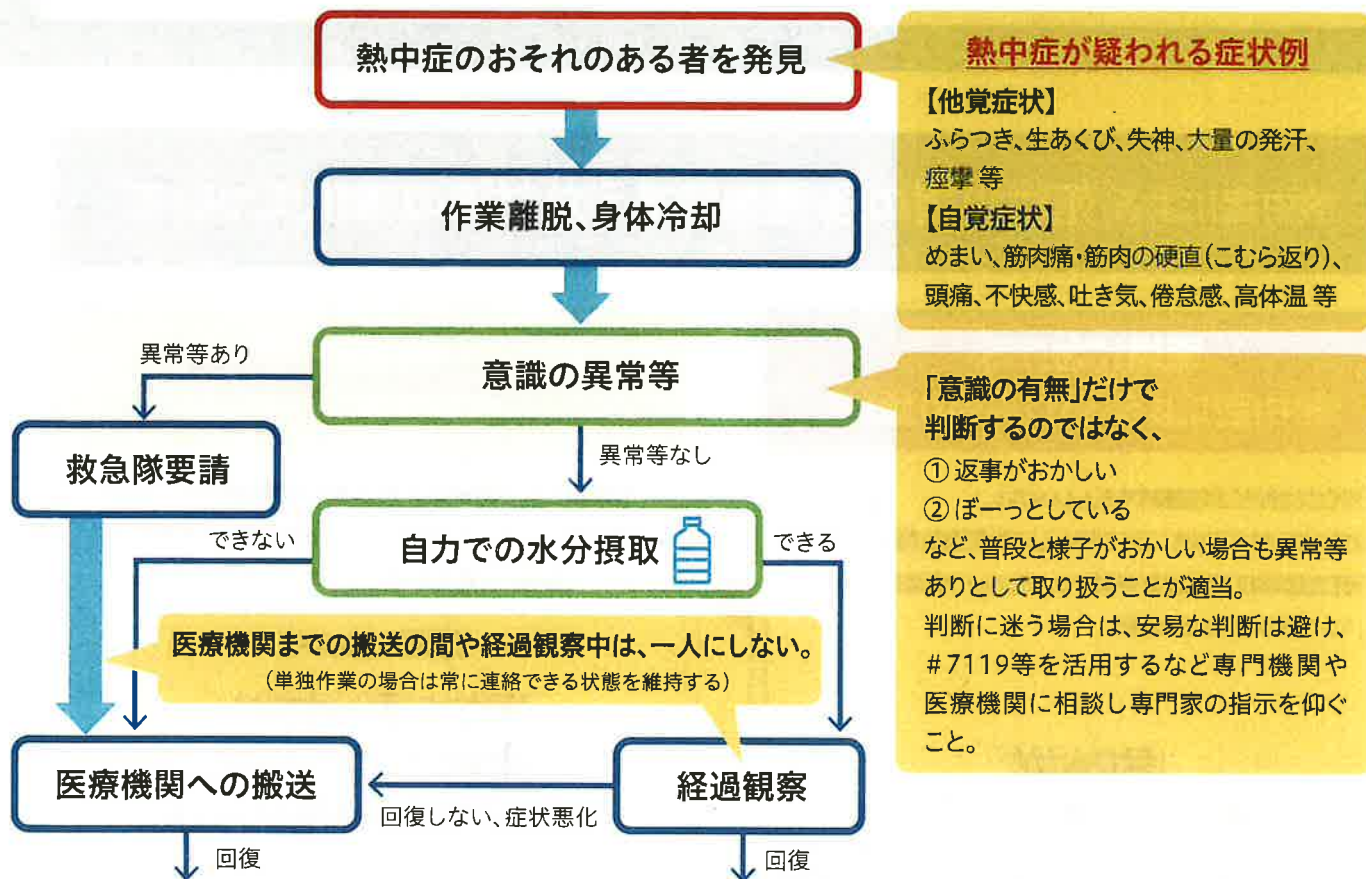
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

